

1997年11月13日
(平成9年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本章

パーソナルコンピュータの導入に伴うコンピュータ利用について（答申）

1997年（平成9年）10月20日付で諮問された、パーソナルコンピュータの導入に伴うコンピュータ利用について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明を総合すると、コンピュータ利用の必要性及び安全対策は次のとおりである。

- ・ 本市におけるパーソナルコンピュータの導入形態のうち個人情報を取り扱う可能性のあるのは、①特に使用目的を定めない、いわゆる「一般OA利用」に供されるものと、②ホストコンピュータの「オンライン端末機」として利用されるもの、とに大別される。①については、昭和60年代から事務のOA化推進啓発策の一環として、ワードプロセッサを導入し、運用を開始した。平成6年度に事務の総合的改善を図る目的でOA化及び情報化推進について検討した結果、平成7年度に全庁的にパーソナルコンピュータを導入し、運用している。現在、全庁的に設置されているパーソナルコンピュータは、合計298台で、今後も追加設置を予定している。また、②については、システムの「オープン化」とパーソナルコンピュータの信頼性向上により、汎用性のあるパーソナルコンピュータを利用した端末機に代わりつつあり、本市においても、平成8年に市民窓口センターの住民端末計20台について導入し、今後も機器更新にあわせて導入していく予定である。
- ・ パーソナルコンピュータの導入により、藤沢市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第7条の規定により各業務ごとに登録された個人情報取扱業務

登録簿の範囲内の個人情報进行处理するに当たり、表計算ソフトであるマイクロソフト社のエクセル（最新バージョンは「Excel 97」）を利用して、個人情報をコンピュータ処理することで、事務の効率化及び市民サービスの向上を図ることができる。

- ・ 日常的な情報処理体制及び安全対策としては、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」（昭和55年10月3日制定訓令甲第5号）第7条に基づき、データ保護管理を行うとともに、「パーソナル・コンピュータ管理運用基準」及び「パーソナル・コンピュータ及び端末機器の管理について（運用細目）」に基づきシステム管理者を選任し、各課で主体的なシステム及びデータ管理を行い、「OA関係運用管理」に基づき、フロッピィを施錠可能なキャビネットに格納し、その適正な管理を行う。

3 審議会の判断理由

以下のことから、コンピュータ利用を認めるものである。

・ 諮問方法

条例第11条の規定により、実施機関による審議会への諮問方法としては、業務ごとに個別に諮問し、審議する運用をしてきているが、パーソナルコンピュータの導入状況、導入計画及び利用状況を勘案し、効率的な審議を行うために包括的な諮問を認める。

・ コンピュータ利用の必要性

実施機関は、多様な業務を行っており、より一層の効率的な行政運営が求められている。そのため、条例第7条の規定により各業務ごとに登録された業務の範囲内において、コンピュータを利用する必要性は認められる。

・ 他のファイルとの結合

利用される機器は、独立したパーソナルコンピュータであり、利用上、ホストコンピュータとのファイル結合は技術的にできないし、また、パーソナルコンピュータ相互間でのデータファイルの結合はしないことが認められる。

・ 安全対策

コンピュータを利用するに当たっては、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」、「パーソナル・コンピュータ管理運用基準」、「パーソナル・コンピュータ及び端末機器の管理について（運用細目）」及び「OA関係運用管理」に基づき、組織的にシステム及びデータ管理が行われるため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

4 審議会の意見

安全対策については、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」、「パー

ソナル・コンピュータ管理運用基準」、「パーソナル・コンピュータ及び端末機器の管理について（運用細目）」及び「OA関係運用管理」に基づき、システム及びデータの適正な管理が図られていると認められるが、それを実効あるものとするためには、個人情報の保護に対する実施機関の職員の利用上の情報管理に関する適切な認識が必要不可欠である。本審議会は、安全対策に優れたネットワークを構築することを要望するとともに、実施機関においては、条例の目的に照らした個人情報の適正な取扱いについての啓発等を行い、システム及びデータの適正な管理を通して個人情報の保護の徹底を図られたい。

以 上